

九都県市合同防災訓練

千葉市直下地震を想定し、九都県市合同防災訓練を実施します。この訓練は、大規模地震などの甚大な災害発生に備え、九都県市の連携を強化し、市民の防災・減災意識を高めることを目的としています。

訓練は自由に見学できますので、ぜひ会場にお越しください。この機会に、防災について学びましょう。

詳しくは、[千葉市 九都県市合同防災訓練](#) 🔍



千葉市主会場

避難行動・誘導訓練、初期消火訓練、自衛隊・警察・消防などによる救出・救護訓練など、防災関係機関との実践的な訓練を行います。

展示・体験コーナーでは、防災用品や災害用資機材・車両などの展示、起震車による地震体験、応急手当体験、消防・自衛隊の音楽隊による演奏を楽しめます。

日時 8月30日(日)9:30～12:30（実動訓練は12:00まで）

会場 市役所

備考 8月28日(金)17:00から30日(日)の片付けが終わるまで、駐車場はご利用いただけません。

避難所開設・運営訓練

避難者の受け入れ訓練や防災に役立つ技術指導など、実践的な訓練を公開で行います。

日程・会場 弥生小学校（稲毛区）＝8月30日(日)、白井小学校（若葉区）＝10月18日(日)、蘇我中学校（中央区）・美浜打瀬小学校（美浜区）＝11月7日(土)、幕張南小学校・幕張コミュニティセンター（花見川区）＝11月29日(日)、越智小学校（緑区）＝12月5日(土)

*時間は訓練会場により異なりますので、前記ホームページをご覧ください。

☎危機管理課（千葉市主会場、千葉市シェイクアウト訓練について）☎245-5406 📠245-5597

防災対策課（避難所開設・運営訓練について）☎245-5113 📠245-5597

耐震アドバイザーを派遣します

自宅の状況を確認し、耐震診断の必要性や補助金などについて説明する、耐震アドバイザー（市職員）を派遣します。

日時 平日10:00～15:00（相談時間は60分程度）

内容 耐震診断が必要か確認する簡易診断、補助金の説明

対象 1981年（昭和56年）5月以前に建築された一戸建て木造住宅（賃貸・空き家を除く）

申込方法 8月3日(月)から建築指導課へ電話で。📧shido.URC@city.chiba.lg.jpも可（希望日時・住所を明記）。

注意事項 当日は、所有者または居住者の立ち合いが必要です。耐震アドバイザーによる簡易診断は、建築士などが行う「耐震診断」とは異なります。

木造住宅の耐震診断・耐震改修費用などの補助の申請期限を延長しました

【下記】補助の申請期限は8月31日(月)で、受け付けは先着順です。利用には事前申請が必要で、申請前に着手した場合は対象になりません。

詳しくは、[千葉市 木造住宅 補助](#) 🔍

補助内容

- 木造住宅耐震診断費補助
- 木造住宅耐震改修費補助
- 住宅除却工事費補助
- 屋根耐風改修費補助

☎建築指導課 ☎245-5836 📠245-5887

千葉市シェイクアウト訓練～千葉市いっせー防災訓練～

千葉市シェイクアウト訓練は、だれでも・どこでもできる、地震から身を守る「安全行動の1-2-3」を約1分間行う訓練です。昨年度は、96,240人が参加を表明しました。

詳しくは、[千葉市シェイクアウト訓練](#) 🔍

日時 9月1日(火)9:30から

訓練方法 防災行政無線（広報無線）、ちばし安全・安心メール（要事前登録）、Yahoo!防災速報（アプリ）で、訓練地震情報を放送・配信しますので、訓練を行ってください。

参加表明登録 参加者の把握のため、9月5日(土)17:00までに、電子申請で登録をしてください。

安全行動の1-2-3

①

まずひくく
DROP!

②

あたまをまもり
COVER!

③

うごかない
HOLD ON!

揺れが収まるまでじっと待つ！

提供＝効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

ちばし安全・安心メールの登録方法

📧entry@chiba-an.jpへ空メールを送信し、自動で返信されるメールに記載のURLから登録。

詳しくは、[ちばし安全](#) 🔍

8月3日(月)受け付け開始

最高裁判決を踏まえた生活保護費などの追加支給

生活扶助基準改定（2013～2015年）が最高裁判決で違法と判断されたため、本来支払われるべき保護費との差額を対象世帯へ追加給付します（中国残留邦人等支援給付を受給していた世帯も対象）。

該当期間で生活保護などを受給していた世帯は申し出が必要です。なお、該当期間から継続して生活保護などを受給している世帯は9月分以降の保護費にあわせて支給するため申し出不要です。

詳しくは、[千葉市 追加給付](#) 🔍

対象

- 2013年8月～2018年9月に生活保護などを受給したことがある全ての世帯
- 2018年10月～2026年3月に生活保護などを受給したことがある世帯のうち、一定期間の入院・入所や障害のある方などで加算が算定されていた世帯

備考 世帯構成、受給期間および加算の状況によって支給金額が異なります。

申出方法 8月3日(月)～来年7月31日(土)に、原則、生活保護廃止時点の世帯主が、申出書（前記ホームページから印刷。保健福祉センター社会援護課でも配布。）と、当時の世帯全員の戸籍謄本など（千葉市で生活保護などを受給中の世帯は省略可）を、〒260-0016中央区栄町42-11日本企業会館6階千葉市追加給付事務センターへ郵送。前記ホームページからも可。

☎生活保護費等追加給付コールセンター ☎400-3588 📠050-1704-1667